

四街道市水道事業給水条例新旧対照表

改正案					現 行				
別表第1 (第27条) (料金)					別表第1 (第27条) (料金)				
基本料金 (メーター1 個につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)			基本料金 (メーター1 個につき)		従量料金 (1立方メートルにつき)		
口径	金額	区分	従量	金額	口径	金額	区分	従量	金額
13ミリメートル	649円	一般用	20立方メートルまでの分	136.4円	13ミリメートル	330円	一般用	1立方メートルから20立方メートルまで	99円
20ミリメートル	979円		20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	196.9円	20ミリメートル	660円		21立方メートルから50立方メートルまで	159.5円
25ミリメートル	1,419円		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	301.4円	25ミリメートル	1,100円		101立方メートル以上	341円
30ミリメートル	2,310円		100立方メートルを超える分	378.4円	30ミリメートル	1,980円		1立方メートルから20立方メートルまで	99円
40ミリメートル	4,950円		20立方メートルまでの分	136.4円	40ミリメートル	4,290円		21立方メートルから50立方メートルまで	159.5円
50ミリメートル	8,690円	連合使用 (1世帯 又は1戸 当たり)	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	196.9円	50ミリメートル	7,590円	連合使用 (1世帯 又は1戸 当たり)	51立方メートルから100立方メートルまで	264円
75ミリメートル	23,100円		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	301.4円	75ミリメートル	20,020円		101立方メートル以上	341円
100ミリメートル	41,800円		100立方メートルを超える分	378.4円	100ミリメートル	36,300円		1立方メートルから20立方メートルまで	99円
125ミリメートル	別に管理者		20立方メートルまでの分	136.4円	125ミリメートル	別に管理者		21立方メートルから50立方メートルまで	159.5円

一トル以 上
が定める額
分

別表第2 (第33条)

(手数料)

種類	金額
設計審査	1件につき <u>4,000円</u>
工事検査	メーター1個につき <u>5,000円</u>
開栓・確認	(略)
指定	法第16条の2第1項の規定による指定 <u>12,000円</u>
指定の更新	法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新 <u>12,000円</u>

一トル以 上
が定める額

別表第2 (第33条)

(手数料)

種類	金額
設計審査	1件につき <u>2,500円</u>
工事検査	メーター1個につき <u>3,000円</u>
開栓・確認	(略)
指定	法第16条の2第1項の規定による指定 <u>10,000円</u>
指定の更新	法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新 <u>10,000円</u>